

宮崎県  
医事情報・薬剤オーダーリングシステム用機器等の  
賃貸借及び保守  
業務調達仕様書

令和7年10月

宮崎県立こども療育センター

# 目次

1. 本業務の目的	1
1.1. 目的	1
2. 本業務の内容	1
2.1. 対象システムと業務範囲	1
2.2 貸貸借及び保守対象システム	1
2.3 本業務の範囲	1
2.3.1 対象機器及び作業について	1
・ 貸貸借及び保守対象機器は別紙「機器仕様書」のとおり	1
2.4 一般事項	1
2.1.1. 貸貸借及び保守期間	1
2.1.2. 納入場所	1
3. 保守業務要件	1
3.1. 本システムの利用者等	1
3.2. 構成管理	2
3.3. ソフトウェア保守	2
3.4. 保守	2
3.5. 保守業務における成果物	2
3.5.1. 納品形態及び部数	3
3.5.2. 納入場所	3
4. その他	3
4.1.1. 納入場所 宮崎県立こども療育センター	3
4.1.2. BCP 対策への対応	3

## 1. 本業務の目的

### 1.1. 目的

本仕様書は、宮崎県立こども療育センター（以下「甲」という。）医事情報・薬剤オーダリングシステム用機器等の賃貸借及び保守（以下「物品」という。）の導入について、必要な仕様を定める。

## 2. 本業務の内容

### 2.1.対象システムと業務範囲

### 2.2 賃貸借及び保守対象システム

医事情報・薬剤オーダリングシステム

### 2.3 本業務の範囲

本業務の対象範囲は以下の通りとする。

表 2-1-1 本業務の範囲

分類	業務	本業務の範囲
賃貸借	ソフトウェア賃貸借	△
	ハードウェア賃貸借	○
保守	ソフトウェア保守	×
	ハードウェア保守	○
	障害対応	○
	システムの変更	×

【凡例】 ○：対象、△：一部対象、×：対象外

### 2.3.1 対象機器及び作業について

- ・ 賃貸借及び保守対象機器は別紙「機器仕様書」のとおり

## 2.4 一般事項

### 2.1.1. 賃貸借及び保守期間

令和8年2月1日から令和13年1月31日までの5年間とする。

### 2.1.2. 納入場所

宮崎県立こども療育センター、宮崎県データセンター

## 3. 保守業務要件

### 3.1. 本システムの利用者等

本システムの主な利用者および関連事業者等は以下のとおりである。受託者は各事業者と適宜調整を行い、円滑に作業を遂行すること。

表 3-2-1 本システムの利用者等

組織・事業者	主な役割
県立こども療育センター	本システム所管課。本システムの運用・保守に係る調整・管理を行う。想定ユーザー数は50名
株式会社システム開発	医事情報・薬剤オーダリングシステムの運用業者。定例運用や障害対応等を担当する。

組織・事業者	主な役割
県庁LANシステム等運用・保守事業者	本県の庁内ネットワークや統合認証基盤等の維持管理を行う事業者。
宮崎県サーバ統合基盤運用・保守事業者	本県の仮想サーバ基盤の運用・保守を担当する事業者。医事情報・薬剤オーダーリングシステムはサーバ統合基盤を利用しているため、そこで発生する課題・検討事項に対し適宜連携を行う。
デジタル推進課	運用保守に関して、必要な助言・会議参加等での支援を実施する。また、県庁LAN、宮崎情報ハイウェイ（MAIN）、宮崎県サーバ統合基盤に関する管理・調整を実施する。

### 3.2. 構成管理

受託者は、最新の資源情報（ハードウェア、ソフトウェア）およびドキュメント（賃貸借一覧、ライセンス証書等）のバージョン、所在等を管理し、変更があった場合は最新化すること。

### 3.3. ソフトウェア保守

本システムを構成するソフトウェアのバージョンアップやパッチプログラムがリリースされた場合は影響度を評価したうえで作業手順書を作成し対応すること。

ただし、脆弱性に関するリリースについては可及的速やかに本県に報告のうえ実施すること。プログラム不具合に起因する改修も同様とする。なお、メジャーバージョンアップについては保守対象外とする。

### 3.4. 保守

- (1) 乙は、納入した全ての物品を常に良好な状態に保つため、物品に精通した保守要員により常時保守できる体制をとるとともに、納入した物品の稼働環境を確保するため、保守要員を甲の要請後概ね半日以内には現地に到着できる保守体制を確保すること
- (2) 乙は、物品を完全に使用できるよう保守の責任を負うものとし、物品の故障に対し修理を行うこと。また、故障によって甲の業務に支障を生ずるおそれのある場合は、他の同等の物品を甲に対して無償で使用できるよう措置するものとする。
- (3) 故障修理は原則、設置場所（納品後に設置場所を変更している場合は、変更後の設置場所）で行うこと。ただし、物品を持ち帰り、故障修理を行う場合は、代替機を貸し出すこと。
- (4) IDCに構築したサーバについても物品と同様に保守を行うこと。

### 3.5. 保守業務における成果物

保守業務の成果物は以下のとおり。本県の承認を得て納品するものとする。

納品物件は、検収直前に整備するのではなく、納品物件の整備方法について本業務開始当初に本県と協議のうえ定め、日常の保守において適宜・適切に整備し、本県の求めに応じていつでも内容を確認できるようにしておくこと。

表 3-9-1 保守業務における成果物

作成ドキュメント	内容	納入時期
実施計画書	本システムの保守に係る年間・月間計画書（サービスレベル定義含む）	契約後速やかに
月次報告書	月間の保守実績、障害対応、問合せ件数、問合せ内容・対応内容、課題一覧など	毎月
障害報告書兼復旧完了報告書	障害報告、復旧完了報告等をまとめたもの	随時

作成ドキュメント	内容	納入時期
作業依頼書兼報告書	作業依頼、作業報告等をまとめたもの	随時
簡易な仕様変更に伴う成果物	ソース、モジュール、設計書、マニュアル等一式	随時
成果報告書	年間の保守業務の実績を纏めたもの	3月中旬

### 3.5.1. 納品形態及び部数

紙で2部（正本、副本）、電子データで1部納入すること。

なお、電子データによる納品について、Microsoft 365（Word/Excel/PowerPoint）で読み込み可能な形式、又は PDF 形式で作成し、作成時点で最新のパターンファイルを適用したウイルス対策ソフトによりチェックを行い納品すること。また、納品後、本県において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。

### 3.5.2. 納入場所

本県が指定する場所とする。

## 4. その他

### 4.1.1. 納入場所 宮崎県立こども療育センター

- (1) 落札後速やかに納入までのスケジュールを作成し、提出をすること
- (2) 本調達において、厚生労働省が示す「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」を元に現在の運用から対応（改善）できる内容については実施すること
- (3) すべての作業における設定情報、設定資料を取りまとめ電子ファイル形式で納入をすること
- (4) サーバ等については停電時の対応マニュアルを作成すること
- (5) 賃貸借期間中は運用に関する問い合わせ、障害時の復旧対応等を速やかに行うこと。その費用は本調達に含まれるものとする。（甲の瑕疵による事象を除く）

### 4.1.2. BCP 対策への対応

宮崎県立こども療育センターでは ICT 事業継続計画を策定しており、BCP への対応において本事業は重要な位置づけとなっている。

策定している ICT 事業継続計画の支援事業者として連携をお願いしたい。

以 上